

2006年8月30日

大阪府知事 太田房江 様

日本共産党大阪府議会議員団  
団長 宮原 威

## 「認定こども園」条例に関する申入れ

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、大阪府は、それにもとづき「認定こども園」の認定を行うため基準を定める条例案策定の作業をおこなっています。

日本共産党は「認定こども園」については、国と地方自治体が責任を持つ公的保育制度とそれを支える財政措置を崩すものであり、反対の立場をとってきました。しかし、法の施行により「認定こども園」の実施が決まっているもとのため、そのために制定する府条例については、同法がもつ問題点を緩和し改善するための努力を払わなければならないと考えています。

以上の立場から、条例案作成にあたっては次の諸点に留意するよう申し入れるものです。

### 1、基本理念

条例の基本理念として、「子どもの最善の利益を保障する」という子どもの権利条約の原則を明記し、その立場に立った条例とすること。

### 2、認定基準

職員配置、施設設備など保育条件は、現在の幼稚園と保育所の双方の水準を堅持したものとし、それぞれの高い方の基準を義務付けること。調理室、園庭は必置とする。また認定に際してはあらかじめ保育の実施責任を負う市町村と協議すること。

### 3、経営主体

「認定こども園」の設置運営主体は、市町村、社会福祉法人、学校法人など非営利法人に限定する。

#### 4、認定の種類

「認定こども園」認定の種類については、国の財源措置が明確な認可幼稚園と認可保育所の組み合わせによる「幼保連携型」を原則とすること。

#### 5、選考基準

「認定こども園」は、入所児の選考をおこなうが、設置者の恣意的な選考ができないようにすることが必要である。そのために、市町村があらかじめ基準を設定し、「認定こども園」は選考方法を公開し、選考結果を市町村に報告するようにすること。

#### 6、保育に欠ける子ども

保育に欠ける子どもの保育は、他の保育所で保育される子どもと同じ条件で保育されなければならないことから、当該児童の入所申し込みがあった場合、市町村への通知、認定、保育費用(委託料)の決定など必要な事項について、取り扱い要領を明確にする。また、保育料は市町村が定める保育料と同額に設定すること。保育料の滞納が保育所の退所につながり、「保育に欠ける児童」の保育が打ち切られる危険性が懸念されることから、このようなことがおこらないように必要な措置を講じる。

#### 7、指導監督の責務と権限

府は、認定後の状況について毎年聴取し、必要に応じて立ち入り調査を行い、調査結果により改善勧告、改善命令など行うことができるようにすること。また、独自の助成措置を講ずる。市町村が、「認定こども園」に対する指導、監督等の権限を持てるよう定めること。

#### 8、子育て支援事業

「認定こども園」では、子育て支援事業が義務付けられており、その財源については地域子育て支援センター事業など現行助成制度を活用することとなっているが、その際、独自の人的配置と財政的措置を十分行うよう国に求めると同時に府としても支援を行う。

#### 9、住民参加

「認定こども園」の運営にあたって、職員、保護者、地域住民の参加の仕組みとして評議委員会などの設置を促すこと。また、条例及び運営基準については、幼稚園や保育所の職員や保護者をはじめとする関係者を含めた審議会を設置し、合意を得るとともに、拙速な条例制定を行わず、十分時間をかけること。

以上

